

東部圏域の保健所サービスの提供について

平成30年4月1日を目途に鳥取市が準備を進められている中核市への移行及び市保健所の設置と併せて、県では、現在東部地区4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）の住民の皆様には県が提供している保健所業務を、鳥取市に委託することを検討しています。

県では東部福祉保健事務所と東部生活環境事務所の2機関を合わせて保健所として位置づけて、サービスを提供しています。

- 保健所は、保健・医療に関するサービス、生活環境に関するサービスを提供する公的機関です。（地域保健法に基づいて設置されています。）
- 医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門的な職員を配置しています。

【保健所の主な業務】

- 1 保健・医療に関するサービス
 - ・難病、小児慢性特定疾病、肝炎などの医療費の助成申請の受付
 - ・感染症（結核、O157等）の発生時の療養、感染拡大防止の指導
 - ・エイズなどの相談、検査
 - ・精神保健福祉、ひきこもり、依存症などの相談 など
- 2 生活環境に関するサービス
 - ・動物愛護・狂犬病予防
 - ・動物取扱業（ペットショップ等）の登録
 - ・飲食店、旅館業、公衆浴場などの営業許可
 - ・水質・大気に関する相談 など



【H30年4月以降】鳥取市が設置する保健所がサービスを提供します。

《暫定的な市の保健所窓口（予定）》

保健・医療部門：さざんか会館

生活・環境部門：県東部庁舎（現在の東部生活環境事務所）

※鳥取市の新庁舎完成後は、両部門とも市駅南庁舎が窓口の所在地となる予定です。（環境関係の一部業務（産業廃棄物等）については、市役所新庁舎が窓口となる予定です。）

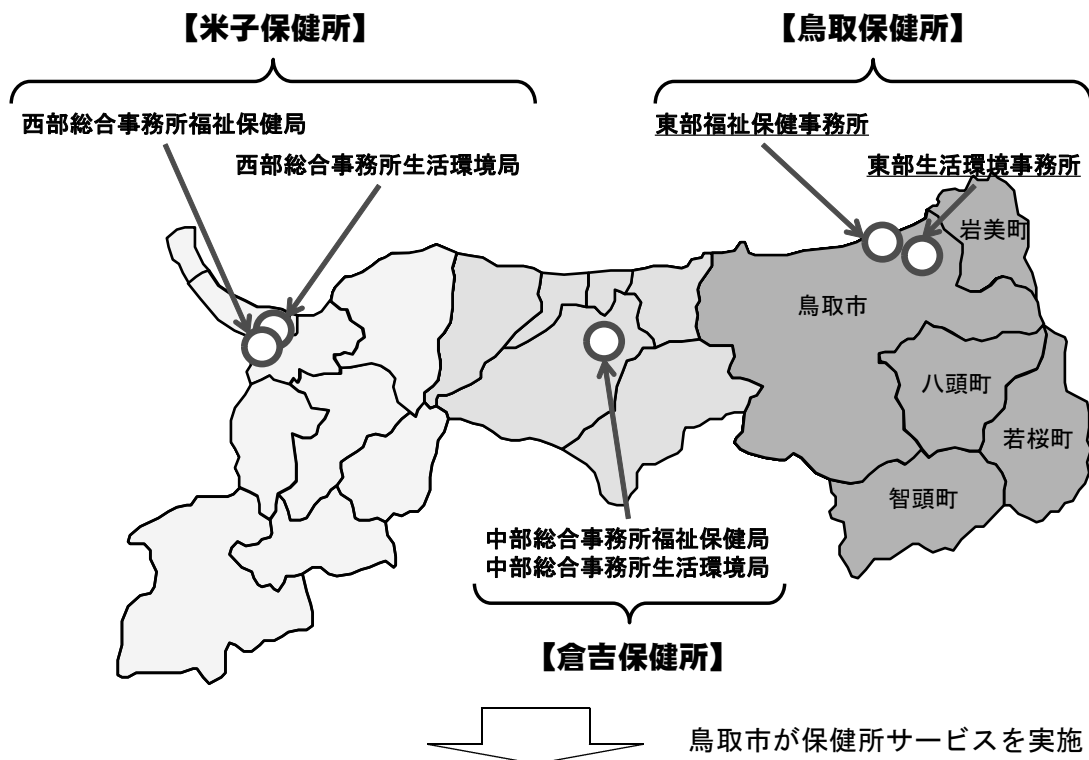
- 提供する住民サービスの水準は変わりません。
 - ・現在、県が実施している住民サービスと同水準のサービスを提供します。
- 相談、手続きの窓口の場所、許可証等の発行者が変わります。
 - ・県の保健所（東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所）から、市の保健所に窓口が変わります。
 - ・許可証等の発行者は、「鳥取市保健所長（仮称）」又は「鳥取市長」となる予定です。

新しい保健所窓口の詳細は、平成30年1月ごろに改めてご案内します。

《現在》

【鳥取県内の保健所】

現在、鳥取県においては、鳥取県が東部、中部、西部に保健所を設置しています。
 (福祉部門と生活・環境部門を担当する県の地方機関を保健所として位置づけています。)



《H30年4月（予定）》

【市の保健所窓口（市役所新庁舎整備までの約2年間）】

保健・医療部門：さざんか会館

生活・環境部門：県東部庁舎（現在の東部生活環境事務所）

